教員の働き方改革について

府立学校における今後の働き方改革の取組を、別紙のとおり報告する。

令和6年2月19日

第2次大阪府教育振興基本計画(前期事業計画) にもとづく府立学校における働き方改革の取組について (案)

令和6年2月

大阪府教育庁

【目次】

1. 府立学校における働き方改革について	
(1) はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
(2) 働き方改革の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. これまでの主な取組	
3. 時間外在校(等)時間の状況	
(1)年間時間外在校時間の推移(平成 27 年度~令和 4 年度の比較) ・・・・・	P. 3
(2)年間時間外在校等時間の状況(令和3・4年度の比較) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
(3)月別時間外在校等時間の状況(令和4・5 年度4月~9月の比較) ・・・・	P. 3
(4)年間時間外在校等時間の状況(令和4年度・教育職員) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
4. 長時間勤務の要因に関する分析	
(1)学校の在校等時間等に関する分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)個人の在校等時間等に関する分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)業務の縮減ニーズ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)分析結果サマリー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 9
5. 今後の働き方改革の取組	
(1)部活動方針の遵守 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1 1
(2)勤務間インターバルの設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.12
(3)登下校時刻の設定・公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.12
(4) 調査·通知の精選 ·················	P.13
(5)会議の精選 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)学校行事の精選 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1 4
(7)働き方改革ポータルサイトのリニューアル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(8) テレワークの検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(9)授業準備·評価 ······	P.14

6. おわりに

【本資料における用語の定義】

職員

教職員	教育職員、事務職員及び技能労務職員等(学校に勤務する職員)
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、「給特法」という。)で定める
	教育職員
	【府立学校における教育職員】
	①管理職(校長・准校長、教頭)、②首席・指導教諭、③教諭、④指導養護教諭・養護教諭、
	⑤指導栄養教諭・栄養教諭、⑥総括実習教員・実習教員、⑦総括寄宿舎指導員・寄宿舎指導員
	※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。
教員	教育職員のうち②及び③

在校(等)時間

在杉	在校等時間(令和2年1月17日付け元文科初第1335号通知) ※府立学校では令和3年度から把握				
	基本とする時間 (在校時間)	・在校している時間 ※府立学校では出退勤スリット間の時間			
	加える時間	・校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間			
		・各地方公共団体で定めるテレワークの時間			
	除〈時間	・勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(自己申告による)			
		· 休憩時間			

1. 府立学校における働き方改革について

(1) はじめに

教職員の働き方改革については、これまで「教職員の業務負担軽減に関する報告書(平成 25 年 3 月)」に続いて「府立学校における働き方改革の取組みについて(平成 30 年 3 月)」を取りまとめ、教職員の長時間勤務の縮減と負担軽減を図ってきた。

その結果、令和4年度の府立学校における教育職員一人あたりの平均時間外在校時間は、ピークであった平成27年度から約2割減少する等の一定の成果を上げたが、依然として長時間勤務の者が多数存在している。また、部活動指導を含めた教育職員の時間外勤務については、昨今の裁判において教育職員の自主性に無制限に委ねるという考え方が否定されており、具体的な対応策を講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、教育庁として「第2次大阪府教育振興基本計画」に教職員の働き方改革を明記するとともに同計画の前期事業計画(令和5年度から同9年度)において具体的な数値目標を設定し、更なる取組を進めることとした。

また、具体的かつ効果的な取組をすすめるため、令和 5 年度の夏季休業期間に校長・准校長及び教員を対象とするアンケート調査を行い、府立学校教員の勤務状況を把握するとともに、長時間勤務や負担感につながっている要因について分析した。

働き方改革の推進のためには教育庁と学校が一体となって取り組む必要がある。ICT を活用した校務運営の効率化や専門性を持つ機関・人材との協働等のこれまで進めてきた取組に加えて、本書に沿った取組を強力に進めることで教育職員が子どもたちと過ごす時間や自らの自己研鑽の時間を確保することが可能となり、ワークライフバランスを充実させることができる。

なお、市町村立学校の働き方改革については、市町村教育委員会において、国や本府の取組等を参考に実施されている。教育庁としては、今後も市町村教育委員会と連携して働き方改革を推進していく。

■ 第2次大阪府教育振興基本計画(前期事業計画)成果指標

全日制課程の教育職員の年間1人あたりの平均時間外在校等時間	360 時間以内
年間時間外在校等時間が360時間を超える教育職員	前年度より減少

(2) 働き方改革の進め方

働き方改革を進めるにあたっては、なぜ忙しいのか、どの業務にどれくらいの時間がかかっているのかを客観的に把握することが重要である。

これまで、業務遂行にあたって効率化を図ることができそうな分野を洗い出すことや国や他府県の状況を参考にすることで取組を進めてきた。

今後は、これに加え、在校等時間等のデータを活用して統計分析を行い、客観的なエビデンスにもとづいて取組を検討していく。また、より精緻な分析を行うため、大阪公立大学と統計分野での連携を進めていく。

【取組のサイクル】客観的なデータを収集 ➡ 統計分析によって課題を抽出 ➡ 課題に対応する取組を実施

2. これまでの主な取組

取組開始	年間時間外	働き方改革の枠組等	在校(等)時間管理	ICT の活用	外部人材の配置	部活動の適正化
年度	在校時間		仕事の見直し			
H26	-	・ 教職員の業務負担軽減に	勤務時間の割振り変更	校務処理システム(H24)	・福祉・医療関係人材	
以前		関する PT(H20.1-	(ズレ勤)		(H18)	
		H25.3)	・調査・通知文書の精査		・スクールカウンセラー	
		・ 教職員の業務負担軽減に	(н25)		SC (H23)	
		関する報告書(H25.3)			・スクールソーシャルワーカー	
					SSW (H26)	
					・キャリアコーディネーター	
					CC (H26-H28)	
H27	350.2	長時間労働健康障がい防止			・スクールサポートスタッフ	
		委員会			SSS(教頭サポート)	
H28	337.2		府立学校における好事例の			
			周知			
H29	327.8	・指示事項に「長時間勤	全校一斉退庁日	学情ネットワーク端末		ノークラブデー
		務」追加				
		・働き方改革 PT(H29.8-				
		Н30.3)				
Н30	317.5	府立学校における働き方改	・教育庁主催の会議・研修			・部活動指導員の配置
		革の取組について	の縮減			・特勤手当区分の見直し
		(H30.3)	学校組織・校務分掌等の			
			見直し			
			・ 教材等の共有			
			・テレワーク			
			働き方改革ポータルサイト			
			外部機関への働きかけ			
			· 学校閉庁日			
Н31	298.2					大阪府部活動の在り方に関
						する方針
R2	273.1	「業務量の適切な管理等に				
		関する規則」等				
R3	279.3			生徒 1 人 1 台端末		
R4	273.9	働き方改革推進検討会議	・アラーミングメール		сс	
		及びワーキンググループ	・1 時間単位の割振変更			
		(R4.7-)	(1 か月単位の変形労働時			
			間制)			
R5	-		校務運営効率化の取組	デジタル採点		部活動大阪モデル
			· 全校一斉定時退庁日	・ オンライン出願		

3. 時間外在校(等)時間の状況

(1)年間時間外在校時間の推移(平成27年度~令和4年度の比較)

・ 令和4年度の府立学校教育職員一人あたりの年間時間外在校時間の実績は273.9 時間。働き方改革の取組を すすめた結果、ピーク時の平成27年度比で▲21.8%となっており減少傾向にあるものの、直近3年間は横ばい。

単位:時間/人	全校種	全日制	定時·通信制	支援学校
Н27	350.2	400.7	167.1	257.9
Н28	337.2	401.6	171.6	244.4
Н29	327.8	394.9	159.1	233.3
Н30	317.5	385.7	125.0	223.6
Н31	298.2	367.3	118.8	205.4
R 2	273.1	337.3	115.6	191.0
R 3	279.3	342.6	114.4	201.6
R 4	273.9	339.0	118.4	187.2

(2)年間時間外在校等時間の状況(令和3・4年度の比較)

・給特法改正に伴い、令和3年度から把握を開始。

単位:時間/人	全校種	全日制	定時·通信制	支援学校
R 3	337.9	410.7	158.2	248.0
R 4	337.1	416.0	162.5	230.5

(3) 月別時間外在校等時間の状況(令和4・5年度4月~9月の比較)

・全ての校種で時間外在校等時間が減少。全校種平均で前年度比9.1%の減少。

単位:時間/	′人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
	R4	37.5	34.6	36.9	28.1	15.6	31.9	184.6
全校種	R5	34.0	31.8	32.5	25.8	14.5	29.2	167.8
	増減	▲3.5	▲2.8	▲ 4.4	▲2.3	▲ 1.1	▲2.7	▲16.8
	R4	45.5	41.9	45.0	35.7	22.8	39.3	230.2
全日制	R5	41.3	38.7	39.8	33.2	21.3	36.7	211.0
	増減	▲4.2	▲3.2	▲ 5.2	▲2.5	▲ 1.5	▲2.6	▲19.2
定時・	R4	18.5	17.3	18.9	14.0	8.1	14.1	90.9
通信制	R5	16.6	15.7	16.2	13.3	7.5	13.5	82.8
地名的	増減	▲ 1.9	▲ 1.6	▲2.7	▲0.7	▲ 0.6	▲0.6	▲8.1
支 援	R4	26.8	24.9	25.9	17.4	4.9	21.9	121.8
	R5	24.6	23.0	22.8	15.7	4.8	19.4	110.3
	増減	▲2.2	▲ 1.9	▲3.1	▲ 1.7	▲0.1	▲2 .5	▲ 11.5

(4)年間時間外在校等時間の状況(令和4年度・教育職員)

年間時間外在校等時間	全校種(割合)	全日制(割合)	定時・通信制(割合)	支援学校(割合)
360 時間未満	9,415 人 (62.6%)	4,395 人 (49.6%)	556人 (91.9%)	4,464 人 (80.2%)
360 時間超 *上限時間の原則 年間 360 時間	5,614 人 (37.4%) *R3 年度 5,246 人 (37.2%)	4,461人 (50.4%)	49人 (8.1%)	1,104人 (19.8%)
450 時間以上	4,050 人 (27.0%)	3,451 人 (39.0%)	23 人 (3.8%)	576人 (10.3%)
540 時間以上	2,875 人 (19.1%)	2,593 人 (29.3%)	9人 (1.5%)	273 人 (4.9%)
630 時間以上	2,032 人 (13.5%)	1,897人 (21.4%)	3人	132 人 (2.4%)
720 時間以上 *特別の事情がある場合の上限時間 年間 720 時間	1,415人 (9.4%)	1,351人 (15.3%)	1人	63人 (1.1%)
810 時間以上	968人 (6.4%)	938人 (10.6%)	1人	29 人
900 時間以上	645 人 (4.3%)	631人 (7.1%)	1人	13人
990 時間以上	400 人 (2.7%)	393 人 (4.4%)	_	7人
1,080 時間以上	246 人 (1.6%)	243 人 (2.7%)	_	3人
1,170 時間以上	151人 (1.0%)	150人 (1.7%)	_	1人
1,260 時間以上	92 人	92人 (1.0%)	_	_
1,350 時間以上	54人	54人	_	_
1,440 時間以上	30人	30 人	_	_
1,530 時間以上	15 人	15 人	_	_
1,620 時間以上	8人	8人	_	_
1,710 時間以上	6人	6人	_	_
1,800 時間以上	2人	2人	_	_
dž	15,029 人 (100%)	8,856人 (100%)	605人 (100%)	5,568人 (100%)

^{**} 360 時間超以上の区分の人数は内数。 例)全校種の 450 時間以上の者の数 4,050 人は、360 時間超の者の数 5,614 人に含む。

4. 長時間勤務の要因に関する分析

- ・長時間化勤務の要因を把握するため、教育庁が保有する学校及び教育職員に関するデータ並びに令和5年夏季休業期間に実施した校長・准校長及び教員対象アンケート結果を活用して分析を実施。また、具体的な業務内容と長時間 勤務の関係を分析・数値化し、その要因を抽出した。
- ・併せて学校現場が負担を感じている業務はどういうものか、また、その負担軽減のためにはどうすればよいか等の業務縮減 ニーズを把握。

(1) 学校の在校等時間等に関する分析

・令和 4 年度の学校別の基礎データ、外部人材の配置状況、部活動の実施状況、ICT の活用状況並びに校長・准校 長対象アンケート調査結果等のデータを用いて長時間勤務の要因を分析。

基礎データ	外部人材配置	部活動	その他
校種·課程·学科	スクールカウンセラー	合同部活動実施有無	10 項目の取組実施有無
教育職員数	スクールソーシャルワーカー	部活動指導員	デジタル採点導入有無
教員一人あたり生徒数	教員業務支援員(スクール・	週休日等の部活動実施状況	授業外の学習活動実施状況
等	サポート・スタッフ) 等	等	等

ア. 相関分析結果

· 分析の結果、特に"週休日等の部活動"の時間と時間外在校等時間は強く相関している。

変数 1	変数 2	相関係数	相関の強さ
時間外在校等時間	週休日等の部活動	0.70	©

イ. 時間外在校等時間の内訳

・時間外在校等時間の内訳を確認したところ、<u>勤務が長時間化している学校では、時間外在校等時間に占める"週休日</u> 等の部活動"の時間の割合も増加している。

		全日制	年間時間外在校等時間が 平均以上の学校(66 校)	体育科のある学校(4 校)
年間	時間外在校等時間	416.0 時間/人(100.0%)	488.8 時間/人(100.0%)	593.6 時間/人(100.0%)
	週休日等の部活動の時間	67.9 時間/人(16.3%)	88.2 時間/人(18.0%)	146.9 時間/人 (24.7%)
	週休日等の部活動を除く時間	348.1 時間/人(83.7%)	400.6 時間/人(82.0%)	446.7 時間/人(75.3%)

^{*}特殊勤務手当の支給実績を基に、2時間以上4時間未満の活動は2時間、4時間以上の活動は4時間として算出。

【分析結果と仮説】

「週休日等の部活動」は勤務が長時間化する要因のひとつであると考えられる。

(2)個人の在校等時間等に関する分析

・職や年齢等の基礎データ及び教員対象アンケート調査結果等を用いて、長時間勤務の要因を分析。 また、学校の在校等時間等に関する分析結果の仮説(部活動と長時間勤務の関係)について検証。

基礎データ	業務等に要する時間/週	R4 校務分掌の長等の役割
在校等時間	授業	学級担任
職	授業準備·評価	運動部担当
年齢	授業外の学習活動等	文化部担当
性別	部活動	教務
	担任業務	生徒指導
	その他の指導等	進路指導
	会議	学年主任
	調査·報告書等	学科長・系長・系列長
	その他業務等	ICT 担当
	在校等時間	その他校務分掌

ア. クロス集計結果(業務等に要する時間)

- ・在校等時間が長時間化するほど"部活動"の時間が長時間化し、"その他の指導等"の時間が減少する傾向。
- · 時間外在校等時間が年間 900 時間を超えると、"授業準備·評価"の時間も長時間化する傾向。
- ・"部活動"、"その他の指導等"、"授業準備・評価"及び"担任業務"以外の時間は大きく変化しない。

【全日制教員の在校等時間の内訳(単位:時間/週)】

		授業準備	授業外の学		その他の			調査・	調査・		その他の業務等			合計
時間外在校等時間実績	授業	·評価	習活動	担任業務	指導等	部活動	会議	報告書等	報告書等	ICT関係	その他 校務分掌	校内マネジメ ント・調整	その他	在校等時間 /週
全日制	12.47	12.49	1.15	2.54	6.69	7.61	2.53	1.33	1.43	0.17	0.83	0.27	0.16	48.24
360時間/年 未満	12.46	12.05	1.11	1.73	7.49	4.35	2.46	1.29	1.54	0.17	0.94	0.23	0.19	44.49
360時間/年 以上	12.48	12.79	1.17	3.11	6.12	9.89	2.58	1.35	1.36	0.17	0.75	0.29	0.14	50.86
450時間/年 以上	12.57	12.67	1.13	3.22	6.09	10.75	2.55	1.33	1.28	0.13	0.76	0.29	0.09	51.59
540時間/年 以上	12.56	12.76	1.16	3.25	6.04	11.46	2.59	1.33	1.24	0.13	0.71	0.32	0.08	52.38
630時間/年 以上	12.51	12.70	1.23	3.27	5.69	12.05	2.64	1.30	1.31	0.10	0.74	0.38	0.08	52.69
720時間/年 以上	12.38	12.47	1.50	3.22	5.43	13.11	2.61	1.16	1.35	0.14	0.67	0.45	0.09	53.23
810時間/年 以上	12.31	12.88	1.42	3.14	5.44	13.60	2.64	1.23	1.36	0.17	0.59	0.50	0.10	54.03
900時間/年 以上	12.29	13.46	1.69	3.04	5.54	12.99	2.61	1.19	1.27	0.16	0.58	0.42	0.12	54.08
990時間/年 以上	12.66	14.52	1.80	3.54	5.13	14.34	2.36	1.06	0.95	0.00	0.71	0.22	0.02	56.36
1080時間/年 以上	12.62	14.74	1.76	3.56	5.42	14.38	2.42	1.18	1.11	0.00	0.85	0.26	0.00	57.19

[※] 詳細は、令和5年10月12日付け教職企第1966号通知を参照。

イ. 相関分析結果

・在校等時間との相関が確認できた要素は"部活動"の時間のみであった。

■ 在校等時間との相関が確認できた要素

変数 1	変数 2	相関係数	相関の強さ
在校等時間	部活動	0.50	0

■ その他相関が確認できた組み合わせ

変数 1	変数 2	相関係数	相関の強さ
部活動	運動部担当	0.30	Δ
担任業務	担任	0.71	0
調査·報告書等	教務	0.34	Δ
授業	首席	-0.43	0
授業準備·評価	その他の指導等	-0.31	Δ

ウ. 回帰分析結果

- ▶ "部活動"の時間は、在校等時間と有意*に関係する。 * 結果が偶然ではないこと
- ・"授業準備・評価"の時間は、在校等時間と関係する可能性があるが、ア及びイの結果を踏まえ改めて検証が必要。

■ **重回帰モデル**(目的変数: 在校等時間、信頼水準: 95%、補正 R2:0.778、有意 F:0.000)

説明変数	回帰係数	t 値	P値	95%信頼区間	95%信頼区間	標準化	分析結果
				下限	上限	偏回帰係数	の評価
担任業務	1.008	22.175	0.000	0.919	1.097	0.344	Δ
その他の指導等	0.765	23.608	0.000	0.702	0.829	0.399	Δ
授業	0.682	10.556	0.000	0.555	0.809	0.165	Δ
授業準備·評価	0.936	34.835	0.000	0.884	0.989	0.570	0
授業外の学習活動	0.696	9.790	0.000	0.556	0.835	0.151	Δ
部活動	0.940	36.769	0.000	0.890	0.990	0.589	0
会議	0.741	6.523	0.000	0.518	0.964	0.106	Δ
調査·報告書等	1.024	7.915	0.000	0.770	1.278	0.131	Δ
その他業務等	0.712	13.419	0.000	0.608	0.816	0.217	Δ
運動部担当	-0.485	-1.250	0.211	-1.246	0.276	-0.020	×
学科長·系長·系列長	0.513	0.516	0.606	-1.440	2.467	0.008	×

【分析結果】

「部活動」は勤務が長時間化する要因となっている。

「授業準備・評価」は勤務が長時間化する要因となっている可能性がある。

(3)業務の縮減ニーズ

- ・校長・准校長は調査・通知の縮減ニーズが最も大きい。
- 教員は会議の縮減ニーズが最も大きい。また、学校行事についても半数以上が縮減が必要と回答している。

■ 校長・准校長及び教員対象アンケート結果(在校等時間の縮減に有効と考える取組・複数選択可)

	校長・准校長				
Rank	項目	選択率			
1	会議・調査・通知の精選 ※調査・通知に関する意見が多数。	61.2%			
2	外部人材の活用	42.1%			
3	部活動改革	40.7%			
4	ICT の活用	35.5%			
5	学校行事の精選、簡素化	30.4%			
6	柔軟な働き方	29.4%			
7	個人の授業時間、校務分掌数に上限 を定める	19.2%			
8	登下校時間の設定	13.6%			
	その他	18.2%			

	教員				
Rank	項目	選択率			
1	会議・調査・通知の精選 ※会議に関する意見が多数。	68.0%			
2	学校行事の精選・簡素化	51.3%			
3	部活動改革	47.7%			
4	外部人材の活用	44.5%			
5	個人の授業時間、校務分掌数に上限を 定める	39.4%			
6	柔軟な働き方	38.2%			
7	ICT の活用	26.5%			
8	登下校時間の設定	20.9%			
	その他	24.5%			

(4)分析結果サマリー

■ 多忙の要因

- ▶「週休日等の部活動」は勤務が長時間化する要因となっている。
- 「調査・通知への対応」や「会議」は多忙を感じる要因となっている。

■ 勤務が長時間化する要因

【統計分析結果】

有意性	要素
0	部活動
Δ	授業準備·評価

○ 部活動

- ・在校等時間と有意に関係する。
- ・また、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針 (以下、「部活動方針」という。)」で定める活動時間 の上限を超えて活動した部があった学校の割合は、全 日制全体の約8割(79.9%)、同上限を超えて活動していると考えられる教員の割合は、約2割(推計 値)であった。

○ 授業準備·評価

▶ 在校等時間と有意に関係する可能性があるものの、分析手法によって評価が一致しないことから今回の結果をもって判断することは困難。持ち教科数やコマ数、複数学年の担当有無、学校の授業時数等のデータを取得した上で層別に分析を行うことで有意な結果が得られる可能性がある。

○ その他

・"その他の指導等"や"担任業務"等の時間は、一定在 校等時間との関係がみられるものの、"部活動"や"授業 準備・評価"の時間に比べると勤務時間にもたらす影響 は小さい。

■ 多忙感の要因

【アンケート集計結果】

縮減ニーズ	要素
大	調査·通知
大	会議
中	学校行事

○ 調査·通知

- 特に校長・准校長の縮減ニーズが大きい。
- 学校現場の負担感軽減のため、教育庁において更なる 縮減に取り組むことが必要。

○ 会議

- 特に教員の縮減ニーズが大きい。
- ・各校において会議自体の見直しや ICT を活用した縮減 に取り組むことが必要。

○ 学校行事

- 教員の縮減ニーズが大きい。
- 学校によって行事の特色が異なるため、趣旨等を踏まえて見直しをはかることが必要。

5. 今後の働き方改革の取組

■ 既定の取組

- ・専門人材や教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)などの外部人材の活用や ICT を活用した校務運営の効率 化など、令和 5 年度までに開始した取組の着実な実施に加え、下記①から③の取組を実施する。
 - ①入学者選抜におけるオンライン出願及びデジタル採点(令和6年度)
 - ②校務用システムのクラウド化(令和6年度)及び教職員端末機の無線・軽量化(令和6-令和8年度予定)
 - ③部活動大阪モデルの本格実施(令和6-令和7年度)

■ 新たな取組

→ 分析結果及び学校現場の業務縮減ニーズを踏まえ、下記(1)から(9)の取組を新たに実施する。なお、教育庁で取り組むものは、教育庁で方針等決定の上、全府立学校において実施する。

	取組	学校で 取り組むもの	教育庁で 取り組むもの	実施時期
	(1)部活動方針の遵守 (「部活動働き方改革マニュアル」等の推進)	0		R6.4
分析結果を 踏まえた取組	(2) 勤務間インターバルの設定 (勤務間に一定時間以上の休息時間を確保)		0	R7.4
	(3)登下校時刻の設定と公表	0		R6.4
ニーズを 踏まえた取組 その他の取組	(4)調査・通知の精選		0	R6.4
	(5)会議の精選	0		R6.4
	(6)学校行事の精選	0		R6.4
	(7)働き方改革ポータルサイトのリニューアル		0	R6.4
	(8)テレワークの検討		0	R7.1 以降
	(9)授業準備·評価		0	引き続き検証

■ 新たな取組による効果

・上記取組により、第2次教育振興基本計画(前期事業計画)の目標である全日制教育職員一人あたりの年間時間 外在校等時間360時間以下の達成を見込むが、令和6年度の進捗を確認の上、新たな取組を検討する。

取組	取組による効果
部活動方針の遵守	在校等時間の縮減 約49時間/年~約57時間/年*
勤務間インターバルの設定	
調査・通知の精選	大块等味明的统法。味明 .
会議の精選	在校等時間の縮減 a時間 + 負担感の軽減
学校行事の精選	

*全日制教育職員一人あたりの数値を推計

(1) 部活動方針の遵守(「部活動働き方改革マニュアル」等の推進)

- ・統計分析の結果、特に週休日等の部活動が長時間勤務の要因となっていること、また、多くの部で「大阪府における部活動等の在り方に関する方針(以下、「部活動方針」という。)」が遵守されていないことが分かった。
- ・近年の判例では部活動等の学校として行う活動も安全配慮義務の対象であることが示されており、適切な服務管理を 行うことが必要である。
- ・ このため、各校の部活動において、学校行事や競技のシーズンなども十分考慮し、メリハリのある適切な年間活動計画及びそれに基づく月間計画を策定し、これに基づく進行管理を行うことで、年間トータルで部活動方針の上限時間内での活動を実施する。

■ 取組概要

①「学校経営計画」に基づく部活動方針の遵守

- ・ 学校経営計画の「働き方改革に関する取組み・評価指標」の中に、部活動方針の遵守による教員の時間外在校等時間縮減に向けた取組み・評価指標を明記し、目標を明確にして実践する。
- 校長が当該顧問の部活動指導時間等を把握し、部活動の適切な管理ができるよう支援する。

②「部活動働き方改革マニュアル」による計画的な部活動の運営管理と校内取組み体制の構築

- ◆適切な部活動の運営管理と体制整備
- ・適切な年間活動計画及び月間活動計画の策定とそれに基づく運営管理(活動計画様式の提示) ※週末のうち少なくとも 1 日を部活動休養日とした場合、52 日以上の週休日等を部活動休養日に設定 ※部活動方針の上限まで活動した場合、部活動による年間の時間外在校等時間は約 300 時間となる
- 活動実績報告による時間外在校等時間の管理(活動実績報告書様式の提示)
- 部活動方針遵守に向けたチェックリストでの確認(チェックリストの提示)
- ・時間外在校等時間の縮減に向けた具体的方策や好事例の提示 ※部活動下校時刻の設定や勤務時間の割り振り変更の活用例など
- ◆働き方改革推進のための体制整備
- ・指導者の配置による働き方改革の推進
 - ※指導者の確保及び学校への配置支援、学校における効果的な活用例などの提示
- ・「部活動大阪モデル」の一層の推進
 - ※合同部活動による教員の負担軽減
- ◆部活動方針遵守に向けた意識改革
- ・成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう活動日と休養日、活動時間の適切な設定
- 学校の働き方改革の観点から、学校部活動を円滑に実施

③各種団体への働きかけ

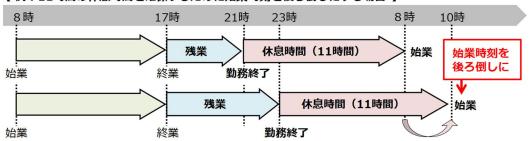
各種団体の大会に係る会議等について、オンラインで実施する等、働き方改革の推進に向けた働きかけを行う。

(2) 勤務間インターバルの設定

- ・長時間勤務を解消するため、「年・月」単位の上限時間を設定し、その徹底をはかってきたが、教職員の意識改革や服務管理を更に進めるためには、「日々」の帰る時間を意識して働くことも重要である。
- ・また、ワークライフバランスの観点から、1 日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を設けることで、生活時間や睡眠時間を確保する必要がある。

勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル(厚生労働省) pamphlet_img_08.pdf (mhlw.go.jp)

【 例:11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合 】



※「8時~10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

■ 取組概要

○教育庁は、中央教育審議会における勤務間インターバルの議論を踏まえ、府立学校における勤務間インターバル導入 の時期等について検討する。

また、具体的な休息時間の設定については、厚生労働省が示す基準を参考に検討する。

(3)登下校時刻の設定・公表

- ・教職員の勤務時間は、原則 8:30~17:00 (全日制課程の場合) であるが、勤務時間外であっても児童生徒が在校している場合は教職員が対応する必要がある。
- ・児童生徒に直接関わらない業務等、教職員がそれぞれの業務に専念する時間を確保するため、児童生徒に対して登下 校時刻を示すとともに、保護者や地域住民からも協力を得る必要がある。

■ 取組概要

- ○教育庁は、府立学校における登下校時刻の目安を示すとともに、各校において登下校時刻を設定・公表することについて、ホームページで周知する。
- ・登校開始時刻は、学校長に特別の許可を得ている場合を除き、始業時刻の **30** 分前とする。なお、各校の実情を踏まえ、これ以外の時刻を設定することも可とする。
- ・最終下校時刻は、全校一斉定時退庁日を除き、各校で定める時刻とする。
- ○校長・准校長は、自校の実情を踏まえて登下校時刻を設定し、当該時刻を学校ホームページで公表する。 また、教育職員が通常の勤務時間外に「登下校指導や部活動等の特別活動等の学校として行う活動」に従事する 場合、予め当該日の勤務時間の割振り変更(ズレ勤)を行う等、適切に服務管理を行う。

(4)調査・通知の精選

・従来から精選に取り組んできたものの、依然として学校現場の負担感が大きいことから、改めて縮減に取り組む必要がある。

■ 取組概要

- ○教育庁は、例年実施している調査・アンケートの実施運用ルールの見直し等により学校現場の負担軽減をはかる。
- ・隔年実施や抽出調査等による調査実施頻度縮減を検討。
- ・Web フォームの活用により児童生徒対象のアンケート回答等を教育庁が直接集約する方式を検討。
- ・法令に定めのない照会等については、学校へ再照会せず教育庁が保有するデータの範囲内で対応。
- ▶ 調査・アンケート結果のデータベース化を検討。

(5)会議の精選(連絡・情報共有の電子化等による会議の縮減)

・ 従来から精選に取り組んできたものの、特に教員の縮減ニーズが大きいことから、各校の実情を踏まえつつ、改めて縮減に取り組む必要がある。

■ 取組概要

- ○校長・准校長は、教職員の拘束時間を縮減し他の業務等に専念する時間を確保する観点から、次のとおり会議の見 直しを行う。
- ★会議は意思決定過程で必要である場合、または、意見交換等を必要とする場合に限定する。
- ・連絡・情報共有については、会議を開催するのではなく、下記デジタルツールをはじめとする **ICT** の活用によって省力化・迅速化をはかる。
- ・このほか、校内で会議の在り方を見直す機会を設ける。

(主なデジタルツールと活用例)

機能	活用例	
カレンダー	行事・研修等の予定管理、面談等の日程調整、職員個人の予定共有	
掲示板	連絡事項や資料等の共有	
メール	主に外部との連絡(校内でもチャットが適さない場合等に活用)	
チャット	校務分掌等毎のグループ設定等、主にチーム単位でのコミュニケーション	
	グループチャットやグループ内のファイル共有など	
オンライン会議	外部との会議、校内打ち合わせ	
共有ドライブ	データやドキュメントの一元管理	

(6) 学校行事の精選

 教員の縮減ニーズが大きいものの、学校行事は学校の特色づくりとして実施している側面が強いことから、各校の実情に 配慮しつつ検討を進める必要がある。

■ 取組概要

○校長・准校長は、教職員が他の業務等に専念する時間を確保する観点から、各行事の趣旨を踏まえてその必要性や 規模について校内で検討する機会を設ける。

(先行例)

- ・似通った趣旨の行事の統合。泊を伴う行事の行先・日数の見直し。(高校)
- プログラムの見直し等による行事の簡素化と担当者の負担軽減。行事に関わる担当者数の縮減。(高校)
- ・劇や作品展、学習発表会等の内容の見直し。(支援学校)
- ▶ 行事の隔年開催。(支援学校)

(7) 働き方改革ポータルサイトのリニューアル

各校における働き方改革の取組を促進するため、取組事例集や関係例規等をまとめたポータルサイトを設置しているが、 コンテンツが複雑化しており活用しづらいことから、より使いやすいサイトを構築する必要がある。

■ 取組概要

○教育庁は、現在のコンテンツを整理するとともに、管理職や首席などのマネジメント職を念頭に服務等に関する制度をワンストップで確認できるコンテンツを作成する。また、働き方改革や ICT を担当する教職員を念頭に各校の取組をすすめるにあたって参考となる取組例等を掲載したコンテンツを作成する。

(8) テレワークの検討

・クラウド化された校務用システム(令和7年1月)や無線・軽量化された教職員端末機(令和6-令和8年度予定) により、職員室外への端末機の持ち出しが容易になる見込みであるため、これにあわせてテレワークの枠組を検討する。

■ 取組概要

○教育庁は、服務管理に関する管理職の負担軽減、年休取得促進等の観点を踏まえ、柔軟な働き方につながるテレワークの在り方を検討する。また、前記検討を踏まえて現在のテレワークの運用を整理し、令和6年中に要綱改定を行う。

(9)授業準備·評価

・長時間勤務と関係する可能性があるものの、分析手法によって結果が一致しないことから今回の分析結果をもって判断 することは困難。持ち教科数やコマ数、複数学年の担当有無、学校の授業時数等のデータを取得した上で層別に分析 を行うことで有意な結果が得られる可能性があることから令和 6 年度も引き続き検証を行う。

6. おわりに

働き方改革を進めるにあたっては、なぜ忙しいのか、どの業務にどれくらいの時間がかかっているのかを客観的に把握することが重要である。教育庁としては、今回の分析で長時間勤務の主な要因となっていることが分かった部活動をはじめ、教員の勤務状況について今後も継続的に把握を行い、服務監督を行う校長・准校長が適切に取組をすすめられるよう支援していく。また、適宜、進捗を確認の上、分析結果にもとづいて新たな取組内容を検討していく。

あわせて、働き方改革の実現には、教職員のみならず、児童生徒・保護者や地域住民の協力が欠かせないことから、府立学校における取組状況について教育庁・学校のホームページ等を通じて積極的に発信していく。

【府立学校の働き方改革ホームページ】

https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/hatarakikata/index.html

